

監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《3. 法令遵守に対する責任》(A1項からA7項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>9. 監査人は、企業の違法行為について、法令や職業倫理に関する規定による追加の責任を有することがある。例えば、倫理規則では、以下の要求事項が定められている (A7項参照)。</p> <p>(1) 違法行為又はその疑いに<u>対処</u>すること。これには以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者や監査役等との当該事項についてのコミュニケーション ・ 違法行為に対する経営者や監査役等の対応についての評価 ・ 追加的な対応が必要かどうかの判断 <p>(2) 違法行為又はその疑いを他の監査人 (例えば、グループ監査におけるグループ内の他の監査人) に伝達すること。</p> <p>(3) 違法行為又はその疑いについて文書化すること。</p>	<p>監査基準報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第9号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《3. 法令遵守に対する責任》(A1項からA7項参照) (省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》 (省 略)</p> <p>9. 監査人は、企業の違法行為について、法令や職業倫理に関する規定による追加の責任を有することがある。例えば、倫理規則では、以下の要求事項が定められている (A7項参照)。</p> <p>(1) 違法行為又はその疑いに<u>対応</u>すること。これには以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者や監査役等との当該事項についてのコミュニケーション ・ 違法行為に対する経営者や監査役等の対応についての評価 ・ 追加的な対応が必要かどうかの判断 <p>(2) 違法行為又はその疑いを他の監査人 (例えば、グループ監査におけるグループ内の他の監査人) に伝達すること。</p> <p>(3) 違法行為又はその疑いについて文書化すること。</p>

新	旧
<p>これらの追加の責任を遵守することによって、監査人は、本報告書や他の監査基準報告書に準拠した監査に関連する詳細な情報（例えば、経営者や監査役等の誠実性に関する情報）を入手することができる。</p> <p>《4. 本報告書の目的》</p> <p>10. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすと一般的に認識されている法令を遵守していることについての十分かつ適切な監査証拠を入手すること。</p> <p>(2) 財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への違反の識別に資する特定の監査手続を実施すること。</p> <p>(3) 識別された違法行為又はその疑いに適切に対処すること。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《III 適用指針》</p> <p>《1. 法令遵守に対する責任》（第3項から第9項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《1. 法令遵守に対する責任》（第3項から第9項参照）</p> <p>A7. 法令や職業倫理に関する規定により、監査人は追加的な手続を実施し、追加的な対応を講じることが求められている場合がある。例えば、倫理規則により、監査人は違法行為又はその疑いに<u>対処</u>するよう措置を講じ、追加的な対応が必要かどうかを判断することが求められている。当該措置により、監査人は違法行為又はその疑いを<u>監査チーム内の監査人（構成単位の監査人を含む。）</u>又はグループ監査以外の目的でグループの構成単位において業務を実施する他の監査人（例えば、構成単位において法定監査のみを実施している監査人）<u>に伝達することが求められる場合がある</u>（倫理規則R360.16項及び第360.18.A1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(4) 違法行為又はその疑いが及ぼす影響の評価》（第21項参照）</p> <p>A24. 監査人は、特定の状況において、違法行為が財務諸表にとって重要でない場合でも、実務的に不可能な場合を除いて、監査契約の解除を検討することがある。例えば、その状況において監査人が必要と考える適切な是正措置を経営者又は監査役等が講じない場合や、違法行為又はその疑いにより経営者や監査役等の誠実性に疑義が生じる場合などが含まれる。監査人は、監査契約の解除が適切</p>	<p>これらの追加の責任を遵守することによって、監査人は、本報告書や他の監査基準報告書に準拠した監査に関連する詳細な情報（例えば、経営者や監査役等の誠実性に関する情報）を入手することができる。</p> <p>《4. 本報告書の目的》</p> <p>10. 本報告書における監査人の目的は、以下の事項のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすと一般的に認識されている法令を遵守していることについての十分かつ適切な監査証拠を入手すること。</p> <p>(2) 財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への違反の識別に資する特定の監査手続を実施すること。</p> <p>(3) 識別された違法行為又はその疑いに適切に<u>対応</u>すること。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《III 適用指針》</p> <p>《1. 法令遵守に対する責任》（第3項から第9項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(2) 監査人の責任》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《1. 法令遵守に対する責任》（第3項から第9項参照）</p> <p>A7. 法令や職業倫理に関する規定により、監査人は追加的な手続を実施し、追加的な対応を講じることが求められている場合がある。例えば、倫理規則により、監査人は違法行為又はその疑いに<u>対応</u>するよう措置を講じ、追加的な対応が必要かどうかを判断することが求められている。当該措置により、監査人は違法行為又はその疑いを<u>グループ内の他の監査人に伝達することが求められる場合がある</u>。<u>グループ内の他の監査人には、グループ監査責任者、構成単位の監査人又はグループ監査以外の目的でグループの構成単位において業務を実施する他の監査人（例えば、構成単位において法定監査のみを実施している監査人）を含む</u>（倫理規則R260.16項及び第260.18.A1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(4) 違法行為又はその疑いが及ぼす影響の評価》（第21項参照）</p> <p>A24. 監査人は、特定の状況において、違法行為が財務諸表にとって重要でない場合でも、実務的に不可能な場合を除いて、監査契約の解除を検討することがある。例えば、その状況において監査人が必要と考える適切な是正措置を経営者又は監査役等が講じない場合や、違法行為又はその疑いにより経営者や監査役等の誠実性に疑義が生じる場合などが含まれる。監査人は、監査契約の解除が適切</p>

新	旧
<p>かどうか判断するために、法律専門家の助言を求めることが適切と考える場合がある。</p> <p>監査人は監査契約の解除が適切であると判断する場合でも、監査契約の解除により違法行為又はその疑いに<u>対処</u>するための法令や職業倫理に関する規定に基づく全ての責任を果たしたことにはならない。さらに、監査基準報告書900「監査人の交代」では、職業倫理に関する規定に基づき、前任監査人に対して、監査人予定者の要請により、違法行為に関する情報を監査人予定者に提供することを求めている。</p> <p>(省 略)</p> <p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(2) 適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》 (第28項参照)</p> <p>A27. 状況によっては、適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが、以下の理由により、要求されている、又は適切である場合がある。</p> <p>(1) 法令が監査人に報告を要求している場合 (A28項参照)</p> <p>(2) 職業倫理規程に基づき違法行為又はその疑いに<u>対処</u>するために、追加的な対応として、適切な規制当局に報告することが例示されている場合 (A29項参照)</p> <p>(3) 法令又は職業倫理規程により、監査人が報告する権利を有している場合 (A30項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、<u>本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u> 本報告書(2023年1月12日)は、<u>2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、本報告書(2022年10月13日及び2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査か</u> 	<p>かどうか判断するために、法律専門家の助言を求めることが適切と考える場合がある。</p> <p>監査人は監査契約の解除が適切であると判断する場合でも、監査契約の解除により違法行為又はその疑いに<u>対応</u>するための法令や職業倫理に関する規定に基づく全ての責任を果たしたことにはならない。さらに、監査基準報告書900「監査人の交代」では、職業倫理に関する規定に基づき、前任監査人に対して、監査人予定者の要請により、違法行為に関する情報を監査人予定者に提供することを求めている。</p> <p>(省 略)</p> <p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(2) 適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》 (第28項参照)</p> <p>A27. 状況によっては、適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが、以下の理由により、要求されている、又は適切である場合がある。</p> <p>(1) 法令が監査人に報告を要求している場合 (A28項)</p> <p>(2) 職業倫理規程に基づき違法行為又はその疑いに<u>対応</u>するために、追加的な対応として、適切な規制当局に報告することが例示されている場合 (A29項)</p> <p>(3) 法令又は職業倫理規程により、監査人が報告する権利を有している場合 (A30項)</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。

新	旧
<p><u>ら早期適用することを妨げない。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、A7項及びA29項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） • <u>本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>倫理規則（2022年7月25日変更）</u> （修正箇所：第9項、第10項、A7項、A24項及びA27項） － <u>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</u> （修正箇所：A7項） </div>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第9項、A7項及びA29項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） </div>

以 上